

えるぼし認定通知書交付式

～株式会社 香川銀行～



香川労働局（局長：^{かめざわのりこ}亀澤典子）は、女性活躍推進法に基づく基準適合一般事業主として、平成31年2月1日付けで、株式会社香川銀行を第2段階で「えるぼし」認定しました。今回の認定により、香川労働局管内の「えるぼし」認定企業は計6社となりました。

平成31年2月20日、香川労働局において、「えるぼし」認定通知書交付式を実施しました。



○香川銀行の皆様と香川労働局長
(写真左から 香川労働局長、
香川銀行執行役員三木洋一氏、
取締役頭取本田典孝氏、
人事研修部川西久枝氏)

交付式終了後、企業の皆様と香川労働局長、雇用環境・均等室長が懇談を行いました。

○株式会社香川銀行の概要

本社：高松市

業種：金融業

労働者数：1096人（うち女性448人）

認定日：平成31年2月1日

認定の段階：第2段階

（5つの基準のうち3つをクリア）

○懇談の様子



一般事業主行動計画の取組・認定申請等については

香川労働局雇用環境・均等室(TEL087-811-8924)

〒760-0019

高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎 2階

香川労働局 ホームページ <https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/>